

情報提供日	2024年(令和6年)1月30日
問い合わせ先	明石市都市局都市整備室都市総務課(西田)
	078-918-5037(ダイヤルイン) 内線2723

報道機関の皆様へ

東播都市計画の決定について可決 明石市都市計画審議会

明石市都市計画審議会(会長:安田丑作(神戸大学名誉教授)、出席委員数:12名)が、1月30日(火)午後2時00分から市役所議会棟大会議室で開かれ、下記のとおり東播都市計画の変更について可決しました。

1 可決された案件

- 案件名: 議案第2号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕
議案第3号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕
議案第4号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕
議案第5号 東播都市計画地区計画(江井ヶ島駅北地区地区計画)の決定〔明石市決定〕
議案第6号 東播都市計画下水道の変更〔明石市決定〕

概要: 当該地は、住宅や工場などが密集しており、現在の都市計画では「市街化調整区域」となっています。市街化調整区域におきましては、様々な建築制限が伴うことから、駅前という実情に合った「市街化区域」へ変更しようとするものです。

兵庫県が「市街化区域への変更」を決定することにあわせて、市では用途地域を準工業地域へ、高度地区を第4種高度地区に設定し、さらに地区計画により建築物等の高さ・用途を制限し、下水道計画の変更をするものです。

2 今後の手続き

兵庫県の都市計画変更(市街化区域への変更)の時期にあわせて、令和6年春頃を目途に本市においても都市計画変更・告示を県と同時に行う予定です。